

議案第 56 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

(市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例(平成 16 年条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

第4条の表市川市あおぞらキッズの項中「第43条に規定する知的障害児通園施設」を「第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター」に改め、同表市川市おひさまキッズの項中「第43条の3に規定する肢体不自由児施設」を「第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター」に改める。

第5条第1号中「第24条の3第4項に規定する施設給付決定」を「第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定」に改める。

第5条の2第1項中「第24条の3第6項」を「第6条の2第8項」に、「施設給付決定保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第9条第1号中「第24条の3第4項に規定する施設給付決定」を「第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定」に改める。

第9条の2第1項中「施設給付決定保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

(市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例（平成18年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「相談支援事業」を「特定相談支援事業」に、「第5条第21項」を「第5条第26項」に改める。

第3条第1項第1号中「第5条第17項第1号」を「第5条第18項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 法第5条第21項に規定するサービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成に関すること。

第3条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に、「第5条第17項並びに」を「第5条第18項、第21項及び第22項に規定する便宜の供与、法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第5条第22項に規定するサービス等利用計画の見直しに関すること。

第4条第1項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第4号」に改める。

第5条第1項中「第4号」を「第5号」に改める。

(市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正)

第4条 市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例(昭和59年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

(市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条の表市川市障害者地域生活支援センターの項を次のように改める。

市川市障害者地域生活支援センター	<ol style="list-style-type: none"><li>1 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第18項及び第77条第1項第1号に規定する相談の実施、情報の提供及び助言をすること。</li><li>2 障害者自立支援法第5条第21項に規定するサービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成を行うこと。</li><li>3 障害者自立支援法第5条第22項に規定するサービス等利用計画の見直しを行うこと。</li><li>4 1から3までに掲げるもののほか、障害者自立支援法第5条第18項、第21項及び第22項に規定する便宜の供与を行うこと。</li><li>5 障害者自立支援法第77条第1項第1号に規定する権利の擁護のための援助を行うこと。</li></ol>
------------------	--

(市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例(平成14年条

例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 9 条第 2 項第 1 号中「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 3 第 2 項」に改める。

(市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第 7 条 市川市消防団員等公務災害補償条例(昭和 4 1 年条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 理 由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴い、障害者に対する相談支援事業の区分を改めるとともに、障害児の通園施設の位置付けを変更するほか、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。